

令和3年第12回 国分寺市農業委員会総会議事録

令和3年12月20日(月)午前9時30分

第12回国分寺市農業委員会総会を書庫棟会議室に召集する。

出席委員 (15名)	1番 笛田 弥生	2番 永澤 悟	3番 濱野 周泰	4番 尾又 守
欠席委員 (0名)	5番 清水 幸雄	6番 齋藤 利一	7番 本多 佳郎	8番 鈴木 正治
	9番 鈴木 吉弘	10番 篠宮 重彰	11番 内藤 孝雄	12番 栗原 啓輔
	13番 本橋 裕司	14番 田中 豊	15番 鈴木 弘子	
事務局 出席職員	事務局長 清水 昭策 事務局係長 榎本 紘幸 係 有田 元之			

< 議事日程 >

日程第1 開会と署名委員指名

日程第2 前回会議録の承認

日程第3 会長等の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 現況が農地である旨の証明書の交付について

議案第2号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

議案第3号 相続税の納税猶予に係る引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書の交付について

日程第5 協議事項

協議第1号 農業委員会活動と国・東京都への要望について

協議第2号 令和3年度東京都農業委員会・農業者大会及び農業委員会主催表彰式について

協議第3号 令和3年度3団体共催「ふれあい視察見学会」について

協議第4号 農業委員会視察研修について

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出に係る専決処理について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について

報告第3号 農地の公共用地としての取得について

報告第4号 令和3年度北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の決定について

報告第5号 令和3年度国分寺市優秀農業経営表彰(農業委員長賞)表彰者の決定について

報告第6号 農地利用状況調査(再調査)結果について

報告第7号 地区別懇談会開催結果について

報告第8号 今後の日程について

日程第7 その他

議長（田中 豊）は、令和3年第12回国分寺市農業委員会総会の開会を宣言した。

○ 日程第1 開会と署名委員指名

議長は、議事録署名委員について、次の2名を指名した。

8番 鈴木正治委員 9番 鈴木吉弘委員

○ 日程第2 前回会議録の承認

事務局提示のとおり前回会議録は承認された。

○ 日程第3 会長等の報告

以下の会議等に各委員が出席した。

11/29 農業委員会活動推進フォーラム（田中会長，齋藤会長職務代理，濱野委員，鈴木吉弘委員）

12/9 食と農セミナー（笛田委員）

12/14 都市農家のための販売力向上講座（認定農業者相談支援チーム：内藤リーダー，清水委員，鈴木正治委員）

○ 日程第4 議案審議

議案第1号 現況が農地である旨の証明書の交付について

議長は、議案第1号1番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を鈴木正治委員に現地調査報告を求めた。

事務局 今回の申請は、過去に農地転用され登記地目が「宅地」になっている農地について、生産緑地追加指定の申請をする前段として、法務局で登記地目を「畑」に変えるために、農業委員会が認定する本証明が必要になったことによるものである。認定基準は、農地として適正に管理していること、面積が一団で300㎡以上であること、農地として利用するための計画書を提出すること、今後3年間は農地以外に転用しないことなどがある。

鈴木正治委員 12月1日に、田中会長，篠宮委員，私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ダイコン，キャベツ，ブロッコリー等の野菜類を栽培しており，すべて適正に肥培管理されていた。本案件については，現況が農地である旨の認定基準に照らし，適正な農地であると考えらる。

齋藤職務代理 当該農地は，一団となっている畑の中に見受けられるが，入る道はあるのか。

議長 当該農地西側に沿って，南北に農道があり，それを利用している。

本橋委員 公図上、当該農地と東側の土地の間に空間があるように見受けられるが、道路ではないのか。

事務局 公図の境目となっており、空間があるように見えるが、実際は農地と住宅が隣り合わせとなっている。

また、当該農地の南側にある28-4の筆も同所有者が所有しており、過去に農地転用が行われているが、登記地目は「畑」であるため、今回の証明申請はしていない。今後は、今回申請があった当該農地の登記地目を「宅地」から「畑」に変更した後、28-4の筆と合わせて、生産緑地地区指定に係る現況が農地である旨の証明書の申請を行う予定である。

議長 当該農地の南側にある28-4の筆については、現地調査の際、廃材の放置や一部下草の繁茂が見られた。将来的に生産緑地地区に指定する場合、改善する必要がある旨を所有者へ伝えた。

また、公図について、当該農地周辺は、旧野中新田と旧榎戸新田の境目となる箇所のため、公図にずれが生じていることが多々ある地域となっている。

議長 議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第1号1番について全員一致で承認とする。

議案第2号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

議長は、議案第2号1番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を栗原委員に現地調査報告を求めた。なお、本議案1番を審議する際は、国分寺市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、本橋委員が退席した。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第2号1番について全員一致で承認とする。

議案第3号 相続税の納税猶予に係る引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書の交付について

議長は、議案第3号1番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を栗原委員に現地調査報告を求めた。なお、議案第2号1番と同様の理由で、引き続き本橋委員が退席し、議案審査を行った。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第3号1番について全員一致で承認とする。

○ 日程第5 協議事項

協議第1号 農業委員会活動と国・東京都への要望について

議長は、協議第1号を議題とすることを告げ、事務局へ説明を求めた。

事務局 令和4年1月28日の北多摩西部地区農業委員会検討会において、令和3年度の活動状況と来年度に向けた取組について報告する。また、国や都への各市の要望についても提出する。提示した案をもとに、本総会にて内容を決定していただきたい。

農業委員会の取組について、昨年度と異なる記載事項としては、

都市農地貸借円滑化法の農業者間でのマッチングを推進し、農業者間における使用貸借を1件認定した旨を、農地保全と利用促進の項目に記載している。また、農業のある地域づくりの推進における、「ふれあい視察見学会」の表記については、本総会の協議第3号での決定事項を追記する予定である。農業委員会だよりの発行について、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で2回の発行であったが、今年度は3回の発行予定である。

要望について、昨年度、農業委員会総会で検討し、提出した内容から概ね変更していない。都への要望の中の「花き・植木の需要創出施策」の記載について、昨年度は「オリンピック・パラリンピックを契機として進めてほしい」という表記があったため、今年度は東京都農業会議の要望案に合わせるような表記にしている。

濱野委員 農業委員会の取組の中、市民とのふれあい農業事業の記載の一行目「農ウォークは」の「は」が、かっこ書きの後にも記載があるため、先の「は」を削除したほうが良い。

議長 以上の意見を反映し、今年度の農業委員会の取組及び国・都への要望とする。

協議第2号 令和3年度東京都農業委員会・農業者大会及び農業委員会主催表彰式について

事務局 議長は、協議第2号を議題とすることを告げ、事務局へ説明を求めた。前回総会の意見をふまえて名簿及びパーテーションで区切り、机を配置した座席表を作成した。また、別途、報告事項でお伝えするが、令和4年2月17日の農業委員会・農業者大会の出席者は、受賞者を除き、事務局を含めた9名までの参加とするよう、12月17日開催の東京都農業会議常設審議委員会で決定した。そのため、農業委員会・農業者大会の出席者と、農業委員会主催表彰式の役割分担について決定していただきたい。

併せて、農業委員会主催表彰式の御祝儀の扱いであるが、飲食を伴わない式典のため、地区の担当委員に相談があった場合、お断りいただくようお願いしたい。

齋藤職務代理 事前の相談がなく、受賞者が気を遣って御祝儀を持参してしまう前に、地区担当員からその旨を伝えた方がいいか。

鈴木吉弘委員 開催通知の発送に間に合うようであれば、御祝儀を御辞退申し上げるように記載してはどうか。

事務局 開催通知は未発送のため、御祝儀について記載した上で発送する。

篠宮委員 農業委員会・農業者大会の会場にはどのようにして行くのか。

事務局 貸切バスで行く予定であるが、マイクロバスか中型バスで行くかは検討中である。また、例年はJA東京むさし国分寺支店を拠点に往復をしていたが、今年度は市役所集合・出発、国分寺駅到着後、リオンホールにて農業委員会主催表彰式に参加となる。

議長 農業委員会・農業者大会への出席者については、前回総会で決定したとおり、JA東京むさし国分寺地区筆頭理事にJAを代表して

出席していただきたいと考える。

議長 協議の結果、農業委員会・農業者大会出席者及び役割分担は、次のとおり決定する。

農業委員会・農業者大会出席者全9名

1 田倉筆頭理事 2 田中会長 3 齋藤職務代理 4 清水委員
5 鈴木吉弘委員 6 篠宮委員 7 内藤委員 8 事務局長
9 事務局員

農業委員会主催表彰式 役割分担

役割分担	担当委員
受付(2名)	清水委員・本多委員
司会	尾又委員
開会挨拶	鈴木吉弘委員
閉会挨拶	齋藤職務代理

協議第3号 令和3年度3団体共催「ふれあい視察見学会」について

事務局 議長は、協議第3号を議題とすることを告げ、事務局へ説明を求めた。
例年、農業委員会と都市農政推進協議会、JA東京むさし国分寺地区の3団体で開催している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮した上で、開催の有無について協議していただきたい。

議長 新型コロナウイルス感染症の動向は先が見えず、オミクロン株の話も出てきている。人数を集めての催し物を開催するのは、特に慎重になる必要がある。委員の意見を聞きたい。

鈴木吉弘委員 ある程度の人数で、貸切バスで一日行動を共にし、昼食も含まれる形で行う行事を3月に実施するのは時期尚早と思われる。今回は見送った方が賢明なのではないか。

議長 視察に関して、希望の箇所が、現在受け入れを行っているかどうかも不透明である。仮にどこかに視察できたとしても、希望の場所ではないことが想定され、視察に対して得られるものが少ないと考える。

内藤委員 視察が無理であれば、例えば「こくベジ」に関して、市内の若い生産者を中心として盛んに生産活動を行っていることを、よりPRする場として催してはどうか。視察として外に出向くだけでなく、市内に目を向けて農業委員会としてPR活動を実施しても良いと考える。

議長 「こくベジ」についての意見は、今後の課題として、JA等と協議を進めていきたいと考える。

尾又委員 現在の状況で、無理して押し進めるのではなく、今回の視察は見

送ることが良いと考える。

議長 協議の結果、令和3年度3団体共催「ふれあい視察見学会」について、中止とする。

協議第4号 農業委員会視察研修について

事務局 議長は、協議第4号を議題とすることを告げ、事務局へ説明を求めた。例年実施している視察研修について、9月総会で延期となっていたため、今年度の実施の有無について、改めて協議していただきたい。

議長 協議第3号でふれあい視察見学会が中止になり、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、本議案についての実施の有無を慎重に判断すべきと考える。

また、報告第6号で農地利用状況調査の結果について説明があるが、毎年多くの農地で指導を行っている状況にある。当市は従来から「農業者の味方」という立ち位置で、農業委員会として活動してきた経過があり、農地の管理基準を設けず、農業者に合わせて、柔軟に対応してきた。しかし、特定生産緑地指定に伴い、指導する機会が無かったことをはじめ、近年の農地利用状況調査の結果や、苦情相談等を鑑みると、今後適宜指導できるように、管理基準を制定していく方向で考えてはどうか。近隣市では国立市、立川市など、管理基準を設けており、特に町田市のように細かく規定している自治体もある。今年度、視察研修は見送るにしても、当市の基準を制定していく上で、他自治体と意見交換できる場として、農業委員会視察研修を活用してもいいと考える。

鈴木吉弘委員 管理基準の必要性は感じている。地区担当の農業委員が農地を指導する際、多少の差異が生じてしまうため、物差しとしての基準を制定することは重要である。制定にあたり、本来は特定生産緑地指定に合わせて、制定できれば良かったが、これから制定するのであれば、当市の管理基準案を持った上で、意見交換の場として農業委員会視察研修として設定するのはどうか。

齋藤職務代理 管理基準は必要と考える。同じ農地でも、野菜・果樹・植木等、管理の仕方が異なる。苦情相談に関わる指導の中で「何㎡のうち、何本草が生えていたらダメなのか」と聞かれたこともある。管理基準があれば誰もが同じように指導でき、農業者も納得できるのではないか。

濱野委員 行政の中で農地を管理していくには、基準が必要だと考える。農地の種類、耕作方法、時期により、農地の管理状態は変化するため、基準は必要である。一方で、基準を制定したことにより、その基準を盾にとって、権力を行使する市民も出てくる。そのバランスを考慮する必要がある。また、基準を制定した後の運用も重要だと感じている。基準の解釈の仕方によっていかようにも運用できるため、運用方法も併せて考えなければいけない。

内藤委員 我々農業者は、市民と共に農業をしていかなければならない。市民・農家の両方の意見を吸い上げて、管理基準を制定する必要がある。

ると考える。

濱野委員

農地法第1条に「地域との調和に配慮した農地」と記載がある。その意味を農業委員が十分に理解し、勉強することで、市民側と農業者側の双方にとって、より良い管理基準が出来るのではないか。

鈴木吉弘委員

基準を作ると、市民が盾に取り権利を行使することに関して、他自治体が管理基準を設けることにより、既に直面している問題や実例が出ていることが想定できる。それを踏まえて、農業委員会がその問題を勉強していく、取り組んでいくことが、農業者を守ることに繋がるのではないか。

議長
事務局

事務局はどう考えるか。

国分寺市として管理基準を制定することを見据えて、他市の農業委員会を視察して、意見交換していくことは、非常に有効であると考ええる。

笛田委員

管理基準を作成していくにあたり、既に先行して制定している自治体は把握できているのか。

議長

近隣自治体の管理基準は把握している。次回の総会で、用意し、まずは意見を募りたい。

内藤委員

視察に関しては、農業委員全員で訪問せずに、少人数に絞って交流の機会を持てば今年度開催できるのではないか。

議長

コロナの問題については、少人数の訪問で解決できるが、スケジュール上、日程、内容、相手方等を本総会で決定することを考えると、難しいと考える。

協議の結果、当市の管理基準の素案を、今後継続的に協議していくこととし、素案ができた所で、農業委員会視察研修を活用して他自治体と交流を持つこととする。従って、今年度の農業委員会視察研修は中止とする。

○ 日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出に係る専決処理について
報告第1号について、事務局より資料を基に2件報告した。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について
報告第2号について、事務局より資料を基に3件報告した。

報告第3号 農地の公共用地としての取得について
報告第3号について、事務局より資料を基に1件報告した。

報告第4号 令和3年度北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の決定について
報告第4号について、前回総会の審議を経て推薦を決定した候補者から推薦の受諾を得られた旨を事務局より資料を基に報告した。

報告第5号 令和3年度国分寺市優秀農業経営表彰(農業委員長賞)表彰者の決定について

報告第5号について、前回総会の審議を経て決定した表彰候補者から表彰の受諾を得られた旨を事務局より資料を基に報告した。

報告第6号 農地利用状況調査（再調査）結果について

報告第6号について、事務局より資料を基に報告した。

報告第7号 地区別懇談会開催結果について

報告第7号について、事務局より資料を基に報告した。

報告第8号 今後の日程について

報告第8号について、事務局より資料を基に報告した。

令和4年2月3日開催の北多摩地区優秀農業経営者表彰について、田中会長の出席を確認した。

○ 日程第7 その他

・11/19全国農業新聞に田中会長の記事が掲載

齋藤職務代理

本総会議案1号で審議したことについて、今後、生産緑地の追加指定に向けて動きがある。生産緑地の追加指定の認識を改めて確認しておきたい。

生産緑地の追加指定を受けるにあたり、追加指定を受けたい農地が一団として300㎡以上の農地であること等の諸条件がある。追加指定を受けると、30年間は肥培管理の義務付けがあり、売買等の権利移転が行えないなどの行為制限がかかる。その後、指定から30年経過すると、特定生産緑地の指定を受けることが可能である。

また、30年の間に主たる従事者がお亡くなりになった場合、諸手続きを行えば、生産緑地の指定を解除することができる。なお、生産緑地に指定されていると、相続税納税猶予制度にのせることが可能となる。

委員は既に周知の事実であるが、今一度、確認の場を持たせてもらった。

議 長

令和4年第1回農業委員会総会は、1月20日(木)午前9時30分より、国分寺市役所書庫棟会議室にて開催する。

上記の会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月20日

国分寺市農業委員会

会 長 田 中 豊

署名委員

署名委員